

## 第1回市街地再開発に伴う東京讃岐会館等県有資産利活用検討委員会傍聴要領

### 1. 傍聴手続

会議を傍聴しようとする方は、会議の開催時刻までに、係員に住所及び氏名を申し出るとともに、受付簿にそれらを記入し、係員の指示に従い、会場に入場してください。

会議の傍聴人の定員は10人とします。ただし、多数の傍聴希望者が予定される場合は、委員長の判断により定員を増加することができます。

傍聴申込の受付は、原則として、会場で会議開始の30分前から開始し、先着順で傍聴定員に達した時点で終了します。ただし、会議開始時刻までに傍聴定員に達しない場合は、会議開始時刻をもって終了します。

なお、本日の会議の公開又は非公開については、会議の中で審議のうえ、決定されますので、会議が非公開と決定された場合は、会場からの退場をお願いすることになりますので、よろしくお願いします。

### 2. 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議中は、私語を慎み、意見を表明しないこと。
- (2) 討議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 携帯電話等は、議事運営の妨げとなるので、会議中は電源を切ること。
- (4) 委員長の許可なく、会議の様態を撮影し、又は録音しないこと。
- (5) その他礼儀を守り、会議を軽視するような行為をしないこと。

### 3. 会場の秩序維持

前項の規定に違反した傍聴者には注意を促します。注意を受けながら、これを改めないときは、退場していただくこととなります。